

参 考 地域包括ケアに関する国の主な動き

(地域包括ケア研究会)

- 厚生労働省は、「安心と希望の介護ビジョン」（平成20年11月）や「社会保障国民会議」（平成20年11月最終報告）の議論を受け、平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画の計画期間以降を展望し、地域における医療・介護・福祉の一体的提供（地域包括ケア）の実現に向けた検討に当たっての論点を整理するため、有識者をメンバーとする研究会を開催。
平成21年5月「地域包括ケア研究会報告書～今後の検討のための論点整理～」
平成22年3月「地域包括ケア研究会報告書」
平成25年3月「地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」

(介護保険法の改正等)

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めるため、介護保険法が改正（平成23年6月成立。平成24年4月全面施行）され、地域包括ケアの推進に関する規定が設けられるとともに、地域包括ケア研究会の議論を踏まえ、新たなサービスの創設等が行われた。

介護保険法第5条第3項：国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

- ・ 日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定
- ・ 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスを創設
- ・ 介護職員等によるたん吸引等の実施を可能とする。
- ・ 介護保険事業計画に地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む。
- ・ 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保
- ※サービス付高齢者向け住宅の供給を促進（高齢者住まい法の改正）

(社会保障と税の一体改革)

- 社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保、財政健全化を目的として、平成24年2月に、「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定された。

その中では、医療・介護等の改革の柱の一つとして地域包括ケアシステムの構築が位置付けられ、医療・介護サービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化を推進することとされた。

社会保障・税一体改革大綱抜粋：できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指す地域包括ケアシステム（医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援）の構築に取り組む。

(社会保障制度改革国民会議)

- 「社会保障・税一体改革大綱」を踏まえ、社会保障と税の一体改革を進める上での基本的な考え方等を定めた社会保障制度改革推進法（平成24年8月成立）に基づき、社会保障制度改革国民会議が設置され、平成24年11月から持続可能な社会保障制度の確立に向けた制度改革の方向性が検討された。平成25年8月にとりまとめられた報告書では、平成27年度からの第6期介護保険事業計画以降の計画を「地域包括ケア計画」と位置づけることなど、地域包括ケアシステム推進の重要性が盛り込まれた。

社会保障制度改革国民会議報告書抜粋：今後、認知症高齢者の数が増大するとともに、高齢の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加していくことも踏まえれば、地域で暮らしていくために必要な様々な生活支援サービスや住まいが、家族介護者を支援しつつ、本人の意向と生活実態にあわせて切れ目なく継続的に提供されることも必要であり、地域ごとの医療・介護・予防・生活支援・住まいの継続的で包括的なネットワーク、すなわち地域包括ケアシステムづくりを推進していくことも求められている。